

施術所関係の手続き（※届出は事実発生後10日以内）

	対象	根拠規定	必要書類	構造設備基準
1	施術所開設届 (あんま・はり・灸等)	あ・は・き法第9条の2第1項 規則第22条	<ul style="list-style-type: none"> ・施術所の平面図 ・免許証の写し(原本証明) 	1. 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。 2. 3.3㎡以上の待合室を設けること。 3. 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放しうる事。ただし、これに変わるべき適当な換気装置があるときはこの限りではない。 4. 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有する事。
2	施術所開設届 (柔道整復師)	柔道整復師第19条第1項 規則第17条		
3	施術所開設届 (臨時併設用)	あ・は・き法第9条の2第1項 規則第22条 柔道整復師第19条第1項 規則第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・施術所の平面図 ・免許証の写し(原本証明) ・業務に従事する施術者名簿(必要があれば) 	
4	施術所開設変更届 (あはき、柔整共用)	あ・は・き法第9条の2第1項 規則第22条 柔道整復師第19条第1項 規則第17条	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の追加であれば、その者の免許証の写し(原本証明) ・構造設備の変更であれば、変更の前後の平面図 	
5	施術所休止・廃止・再開届 (あはき、柔整共用)	あ・は・き法第9条の2第2項 柔道整復師第19条第2項		
6	もっぱら出張のみによる 業務開始届	あ・は・き法第9条の3	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証の写し(原本証明) 	
7	もっぱら出張のみによる 業務休止・廃止・再開届	あ・は・き法第9条の3		